

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都都税条例の規定による納期限等の期日指定
……（主税局税制部税制課）……
 - 建築基準法による道路位置の指定の変更……
……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）……
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（同）……
 - 生活保護法による介護機関の指定……
……（福祉保健局生活福祉部保護課）……
- ### 公告
- 地籍図及び地籍簿の作成……
……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……
 - 開発行為に関する工事完了……
……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……（産業労働局商工部地域産業振興課）……

● 東京都告示第千五百六十二号

告示

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）

第十七条の二第一項の規定により、平成三十年東京都告示第千六百十五号（東京都都税条例の規定による納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、岡山県倉敷市真備町に住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合において、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）がある納税者に係るものについては、その納期限等が平成三十年七月五日から同年十二月二十四日までの間に到来するものについて、同月二十五日とする。ただし、個人の事業税、固定資産税及び都市計画税に係るものについては、その納期限等が平成三十年七月五日から同年十二月二十六日までの間に到来するものについて、同月二十七日とする。

平成三十年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

● 東京都告示第千五百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の面積（単位平方メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年十月二十六日	小金井市貫井南町五丁目百三十二番二、同番二十四及び同番二十六の各一部	面積 三二・七五

● 東京都告示第千五百六十四号

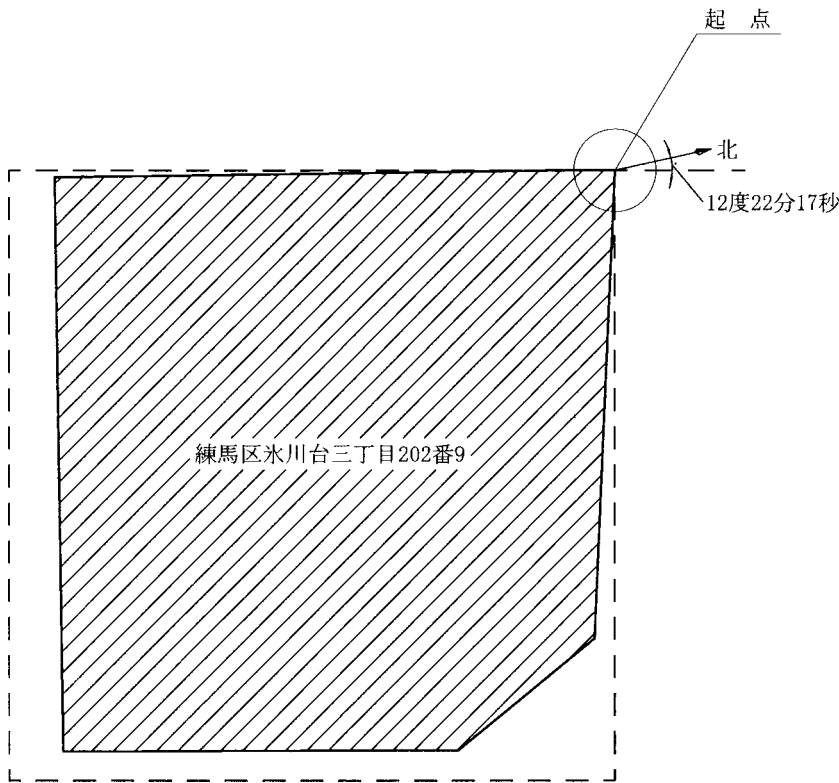
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（練馬区氷川台三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- - - : 単位区画
- : 敷地境界及び筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、練馬区氷川台三丁目202番9の最北端とする。

【格子の回転角度(12度22分17秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百六十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成三十年東京都告示第三百九十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

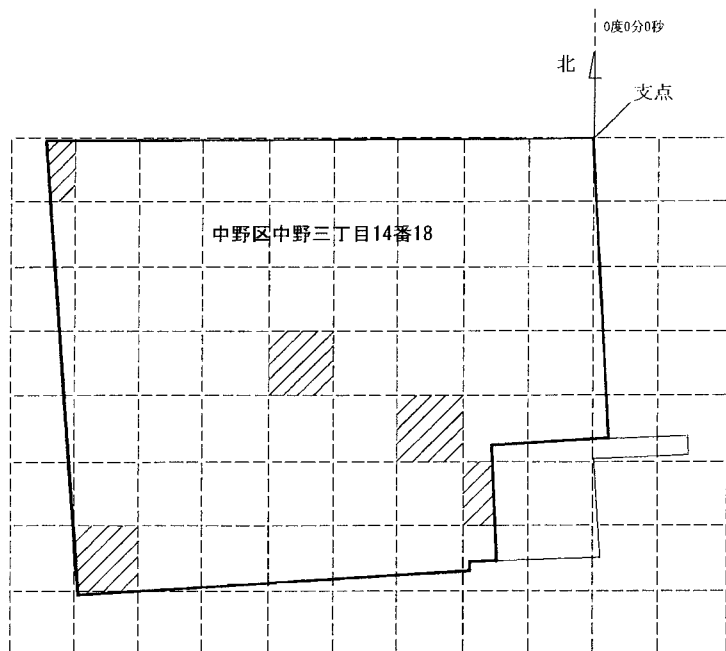
一 指定を解除する区域 別図のとおり(中野区中野三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<支点>
 支点は、中野区中野三丁目14番18の最北端とする。
 <格子の回転角度> 0度0分0秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 敷地境界
- - - - 単区画
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第千五百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1311728872	医療法人社団はなぶさ	東京都北区赤羽西1-17-8	医療法人社団はなぶさ 赤羽整形・リウマチクリニック	東京都北区赤羽西1-17-8	通所リハビリテーション	平成30年8月1日
1311728872	医療法人社団はなぶさ	東京都北区赤羽西1-17-8	医療法人社団はなぶさ 赤羽整形・リウマチクリニック	東京都北区赤羽西1-17-8	介護予防通所リハビリテーション	平成30年8月1日
1343051521	有限会社ドラッグニシヤマ	東京都日野市多摩平5-4-20	にしやま薬局	東京都立川市錦町2-7-8	居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1343051521	有限会社ドラッグニシヤマ	東京都日野市多摩平5-4-20	にしやま薬局	東京都立川市錦町2-7-8	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1341158997	株式会社ニック	福岡県福岡市博多区山王1-12-19	ニック雪谷大塚薬局	東京都大田区南雪谷4-7-12	居宅療養管理指導	平成30年7月1日
1341158997	株式会社ニック	福岡県福岡市博多区山王1-12-19	ニック雪谷大塚薬局	東京都大田区南雪谷4-7-12	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1340150268	株式会社龍閑堂薬局	東京都千代田区岩本町3-4-1	株式会社龍閑堂薬局	東京都千代田区岩本町3-4-1	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1340150268	株式会社龍閑堂薬局	東京都千代田区岩本町3-4-1	株式会社龍閑堂薬局	東京都千代田区岩本町3-4-1	居宅療養管理指導	平成30年9月1日
1345350491	株式会社地域保健企画	東京都立川市錦町1-17-15	みどりヶ丘薬局	東京都羽村市神明台1-30-24	介護予防居宅療養管理指導	平成30年7月1日
1370403766	社会福祉法人邦友会	栃木県大田原市北金丸2600-7	ショートステイ新宿けやき園	東京都新宿区百人町4-5-1	短期入所生活介護	平成30年8月1日
1340754101	株式会社第一薬局	東京都墨田区東駒形4-24-3 伊藤ビル1階	第一薬局	東京都墨田区東駒形4-24-3 伊藤ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1340754101	株式会社第一薬局	東京都墨田区東駒形4-24-3 伊藤ビル1階	第一薬局	東京都墨田区東駒形4-24-3 伊藤ビル1階	居宅療養管理指導	平成30年7月1日
1333042199	樋川 雅美	東京都立川市羽衣町2-4-11	林歯科医院	東京都立川市羽衣町2-7-10	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1333042199	樋川 雅美	東京都立川市羽衣町2-4-11	林歯科医院	東京都立川市羽衣町2-7-10	居宅療養管理指導	平成30年8月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1342450633	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木2-1-5	長岡薬局	東京都西多摩郡瑞穂町長岡1-13-22	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1342450633	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木2-1-5	長岡薬局	東京都西多摩郡瑞穂町長岡1-13-22	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1345450820	株式会社アン・ウエスト	東京都練馬区関町南2-20-14	ハッピー調剤薬局 たなし店	東京都西東京市芝久保町3-4-30 ケルン田無1(吉野ビル)1階C号室	居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1345450820	株式会社アン・ウエスト	東京都練馬区関町南2-20-14	ハッピー調剤薬局 たなし店	東京都西東京市芝久保町3-4-30 ケルン田無1(吉野ビル)1階C号室	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1345450416	株式会社アン・ウエスト	東京都練馬区関町南2-20-14	ハッピー調剤薬局 ひばりヶ丘店	東京都西東京市谷戸町3-36-2 西村ビル1階	居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1345450416	株式会社アン・ウエスト	東京都練馬区関町南2-20-14	ハッピー調剤薬局 ひばりヶ丘店	東京都西東京市谷戸町3-36-2 西村ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1344850863	株式会社アン・ウエスト	東京都練馬区関町南2-20-14	ハッピー調剤薬局 東くるめ店	東京都東久留米市新川町1-9-24 ガーデンコート1階	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1344850863	株式会社アン・ウエスト	東京都練馬区関町南2-20-14	ハッピー調剤薬局 東くるめ店	東京都東久留米市新川町1-9-24 ガーデンコート1階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1342252021	有限会社秋山薬局	東京都葛飾区堀切5-9-3	秋山調剤薬局	東京都葛飾区堀切5-20-9	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1310670620	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所	東京都台東区東上野2-23-16	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属 永寿総合病院 柳橋分院	東京都台東区柳橋2-20-4	通所リハビリテーション	平成30年10月1日
1310670620	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所	東京都台東区東上野2-23-16	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所 付属 永寿総合病院 柳橋分院	東京都台東区柳橋2-20-4	介護予防通所リハビリテーション	平成30年10月1日
1340455782	株式会社ハラダ薬局	東京都新宿区西新宿4-2-19	ハラダ薬局西新宿店	東京都新宿区西新宿5-10-8	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1340455782	株式会社ハラダ薬局	東京都新宿区西新宿4-2-19	ハラダ薬局西新宿店	東京都新宿区西新宿5-10-8	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1344850921	株式会社TKファーマ	東京都杉並区南荻窪1-17-11	あおぞら薬局前沢	東京都東久留米市中央町5-12-14	居宅療養管理指導	平成30年10月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1344850921	株式会社TKファーマ	東京都杉並区南荻窪1-17-11	あおぞら薬局前沢	東京都東久留米市中央町5-12-14	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日
1313522687	医療法人社団平成優和会	東京都日野市百草1042-22	医療法人社団平成優和会 森ふれあいクリニック	東京都日野市百草1042-22	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1313522687	医療法人社団平成優和会	東京都日野市百草1042-22	医療法人社団平成優和会 森ふれあいクリニック	東京都日野市百草1042-22	介護予防居宅療養管理指導	平成30年10月1日

公 告

地籍図及び地籍簿の作成について
 小笠原村の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）による地籍調査を実施し、地籍図及び地籍簿を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。

なお、当該地籍図及び地籍簿を、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成三十年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 地籍図及び地籍簿の名称

小笠原村父島字洲崎地区の一部の地籍図及び地籍簿

二 地籍図は、平成三十年三月に測量して作成したものであり、地籍簿は、平成三十年三月十六日現在の状況により作成したものである。

三 閲覧期間及び閲覧時間

閲覧期間は、平成三十年十一月二十一日（水曜日）から同年十二月十日（月曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の二十日間とし、閲覧時間は、当該期間中の午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後五時までとする。

四 閲覧場所

小笠原村役場

五 訂正の申出

（一） 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に東京都に対し、訂正の申出をすることができる。

（二） 誤り等訂正の申出は、書面によることとし、各自印鑑を持参すること。

（三） 誤り等訂正申出書の用紙は、請求に基づき閲覧場所に交付する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小金井市貫井南町五丁目百二十九番一の一部、同番一地先、株式会社飯田産業
 百三十二番二の一部及び同番 代表取締役 兼井 雅史
 二十二並びに同番二十四から同番二十六までの各一部

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
平成三十年十一月十五日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
府中駅高架下店舗
- 二 店舗所在地 府中市府中町一丁目三番地の五ほか
- 三 設置者名 京王電鉄株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号
- 五 変更を行った設置者名 京王電鉄株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 永田 正
- 七 変更後の設置者の代表者名 紅村 康
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 京王書籍販売株式会社ほか二名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 京王グリーンサービス株式会社ほか未定
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 京王グリーンサービス株式会社
- 十一 変更前の小売業者の住所 多摩市豊ヶ丘二丁目二十二番地
- 十二 変更後の小売業者の住所 府中市新町二丁目六十二番十二号
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 江藤 昌次

- 十四 変更後の小売業者の代表者名 金武 勝彦
- 十五 変更日 平成三十年十一月二十一日ほか
- 十六 届出日 平成三十年十月十六日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間 平成三十年十一月十五日から平成三十一年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 GINZA SIX
- 二 店舗所在地 中央区銀座六丁目十番一号ほか株式会社大丸松坂屋百貨店ほか四名
- 三 設置者名 江東区木場二丁目十八番十一号ほか
- 四 設置者住所 江東区木場二丁目十八番十一号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 クリスチャンディオール株式会社ほか百七十八名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 クリスチャンディオール株式会社ほか百八十名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 クリスチャンディオール株式会社ほか二十九名
- 八 変更前の小売業者の住所 兵庫県神戸市東灘区田中町三丁目十九番十四号(株式会社ドンク)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目十番十九号(株式会社ドンク)ほか

- 十 変更前の小売業者の代表者名 ステファン・ラフェイ(クリスチャンディオール株式会社)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 ノルベール・ルレ(クリスチャンディオール株式会社)ほか
- 十二 変更日 平成三十年六月二十五日ほか
- 十三 届出日 平成三十年十月十七日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 平成三十年十一月十五日から平成三十一年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月十五日から四月以内に東京都産

業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 府中駅高架下店舗

二 店舗所在地 府中市府中町一丁目三番地の5ほ
か

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号

五 変更前の廃棄物等
の保管施設の位置
及び容量 店舗内 五五・〇〇立方メートル

六 変更後の廃棄物等
の保管施設の位置
及び容量 店舗内 一八・三二立方メートル

七 変更前の開店時刻 午前九時三十分ほか

八 変更後の開店時刻 午前七時ほか

九 変更前の閉店時刻 午後十時三十分ほか

十 変更後の閉店時刻 翌午前一時ほか

十一 変更前の荷さば
き施設において
荷さばきを行う
ことができる時
間帯 午前七時から午後五時まで

十二 変更後の荷さば
き施設において
荷さばきを行う
ことができる時
間帯 午前六時から午後十一時まで

十三 変更日 平成三十年十一月二十一日ほか

十四 届出日 平成三十年十月十六日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

十六 縦覧期間

振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

平成三十年十一月十五日から平成
三十一年三月十五日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

十七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001